平成２８年（フ）第４６６７号
大阪市福島区大開２丁目８番17号
債務者　岡田幸三郎
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１８号
札幌市東区北39条東10丁目２番22号
債務者　澤住　捷勃
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１９号
札幌市東区北39条東10丁目２番22号
債務者　澤住　敏子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２号
宮崎県日向市本町10番42号　やまとハイツ105号
債務者　長渡　康司
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　文美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４４５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―20―308
債務者　阿部　利一
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
埼玉県草加市青柳６丁目10番22―３号
債務者　佐々木政治
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４２１号
さいたま市桜区町谷３丁目18番21号　レオパレス中浦和第３―205、旧住所さいたま市桜区大字白鍬714番地11
債務者　森山　　修
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県鹿屋市萩塚町2805番地
債務者　福元　香理
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７３０号
札幌市中央区南13条西１丁目１番13―804号
債務者　稲垣　　理
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０１号
北海道江別市若草町８番地の12　グラース・ド・アビタシオン102
債務者　照井　大地
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３０号
北海道石狩市花川南10条２丁目137番地　フロンティア花川105号
債務者　府川　益明
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３１号
北海道石狩市花川南10条２丁目137番地　フロンティア花川105号
債務者　府川めぐみ（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３５号
群馬県高崎市飯塚町1112番地
債務者　高野　益子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０２２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目７番３号　ウィッシュ101号
債務者　増井　英樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６９号
埼玉県朝霞市膝折町５丁目８番59―606号
債務者　小林　蓮美
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
埼玉県春日部市藤塚1953番地６
債務者　小貫　佳子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１０号
埼玉県春日部市増富413番地１　春日部ハイデンス３―502
債務者　樋口　信敏
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係